

京都市上下水道局告示第23号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成26年6月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市伏見区深草平田町3-3

有限会社 KAWAI

代表取締役 河井 大

2 変更事項（営業所の変更）

伏見区榎町776-2から伏見区深草平田町3-3に変更

（上下水道局下水道部管理課）